平成２３年（フ）第５４号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩2192番地108
債務者　長谷川純児
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第５５号
岐阜県可児市兼山1441番地13市営城山住宅Ｇ－９
債務者　土屋　竜彦
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１４７０号
名古屋市北区楠味鋺５丁目2002番地　ＣＳ味鋺203号
債務者　片平　哲博
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５０３号
名古屋市中区正木２丁目３番32号　プレスイン正木３－Ｅ、住民票上の住所名古屋市中区正木３丁目13番10号　金山グランドハイツ403号
債務者　中山　善哲
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５７６号
名古屋市中川区上脇町２丁目11番地
債務者　杉江　鏡子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６５５号
名古屋市瑞穂区亀城町１丁目14番地　幸福荘
債務者　打桐　廣光
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４５号
大津市本堅田１丁目１番23―208号
債務者　長谷川まつ江
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５２号
滋賀県守山市今浜町2533番地７
債務者　加納　　緑（旧姓早水・草野）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６５号
滋賀県草津市若竹町５番30号、前住所滋賀県草津市橋岡町28番地６
債務者　松井　　昇
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７０号
滋賀県野洲市小篠原2314番地１グラン・ブルー野洲401号室
債務者　濱田登喜枝（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
島根県出雲市塩冶町2081番地１　ハイムてんもり３
債務者　恩村　良榮
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３８号
島根県出雲市塩冶町2081番地１　ハイムてんもり３
債務者　恩村須佐子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３９号
島根県出雲市塩冶町2081番地１　ハイムてんもり３
債務者　恩村恵美子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４８５号
広島市佐伯区五日市中央５丁目23番７―201号
債務者　第一クリーン商会こと　佐々木道義
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９５号
広島県東広島市黒瀬切田が丘２丁目８番11号
債務者　野間沙耶果
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２５号
広島市東区中山新町３丁目21番３―201号
債務者　尾崎　　勉
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４号
愛媛県松山市古三津３丁目26番２号　古三津団地２棟15号
債務者　二神　文美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松山地方裁判所